平成25年度第1回「障がい者施策審議会」発言予定（H25.7.26）塚野正治

第1回「障害者基本条例づくり検討会」を傍聴して、市の検討会開催の意図と条例制定の意欲がよく分からなかったので、当日配付された「検討会開催要領」の資料などについて発言します。

（検討会開催要領についての意見）

①委員は、障害当事者・障害者団体関係者などから構成することになっているが、委員を当事者と関係者に分けるとどうなるか、障害者関係委員と思われる委員には全員「所属」と「役職」がついているのですべてが「関係者」だと思います。当事者とは私のような無所属の障害者を考えてほしい。

社会には無所属の障害者が最多です。市はこの人たちから障害者問題に強い関心を持っている障害者を発掘することも大切であり、私が「公募委員を多く」と主張している理由です。

②委員に委嘱は個人名ですが、事前に要望する場合は個人に対してと組織に対して「適任者の派遣を」と依頼する場合の２つのケースがあると思われる。団体等に代表派遣を依頼した委員の場合は代理出席も認めて、できるだけ欠席委員を少なくしてほしいと思います。

③委員に守秘義務が課せられているが、公開の会議では必要ないと思います。秘密は個人情報に関する事項と思われるが、賢明な委員に対してわざわざ表記することはないと思います。また委員以外からの意見聴取は「市長が必要と認めるとき」だが、「会長が認めるとき」でよいと思います。

（検討会の役割及び進め方の意見）

④「議決手続きによる意見集約など組織体としての意思決定を行う手続きはできない」としているが、「議決手続き」とはどんな手続きのことでしょうか。例えば会長が「これが多数意見では」と委員に問いかけたり、事務局に注文をつけることもできないのでしょうか。

⑤「差別事例分析」を３回実施し関係団体に参加依頼をする予定だが、委員を出していない障害者団体の出席を中心にしてほしい。「差別分析より制定過程と制定後の推進法の検討」が重要です。

⑥「中間とりまとめ案」及び「条例案」ができた段階で本審議会にも報告してほしい。（審議会を開催する必要はない、「案」を送付して意見照会するだけでよい）。

また「最終とりまとめ案」とは「条例案」で、来年６月からは「検討会」はなくなるようだが、制定後の効果検証や条例推進の手法を検討するために延長してはどうか。

⑦条例原案ができた段階で「案」を区の窓口で提供してパブリックコメントの実施と結果を制定前に公表してほしいと思います。市内の障害者団体等と関心がある障害者は意見を寄せると思います。

（傍聴しての感想）

⑧条例に対する障害者団体の関心の低さが原因と思われるが傍聴者が大変少ないことが心配です。傍聴者を増やす工夫と傍聴者からの発言も歓迎してほしいと思います。

また「検討会」が「策定検討委員会」でないことに最大の問題がありますが、事前に資料が配付されていたのに、前記の私が発言した内容はどの委員からも発言されなかったことを残念に思いました。

⑨市の方針が「委員は秘密を漏らすな」「市長が認めた人から意見を聞く」「会議は意思決定できない」「条例原案は市がつくる」では検討会の存在意義がないと思うし、検討会は無力の印象を受けました。

このことが条例の理念と基本方針を抜きにした検討計画スケジュールに反映していると思います。

⑩本審議会の委員は組織又は個人として７人が条例検討会の委員になっています。第１回検討会では３人の委員が「条例を制定することが目的ではない」と発言していましたが私も同感です。検討会委員と兼務している本審議会委員に、障害者制度に関する障政策を行政に提言及び推進するための「新潟県障害フォーラム（ＮＤＦ）」設立の「呼びかけ人」を検討会委員から募ることを期待します。